おいわ ねんど ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりっしえんきょうぎかい 令和5年度 文京区障害者地域自立支援協議会だい かいそうだん ちいきせいかっしえんせんもんぶかい しだい 第2回相談・地域生活支援専門部会 次第

- 2 議題
- しまん えんかつ ひっつ ほうほう (1) 支援を円滑に引き継いでいく方法について 【資料第1号、第2号、第3号-1~2】
- (2) 暮らしをサポートする仕組みについて 【資料第4号、第5号-1~4】
- 3 その他 次回日程等

はいふしりょう

しりょうだい こう しぇ ね えんかつ ひ っぱりょうだい こう 支援を円滑に引き継いでいく方法について

【資料第2号】 令和5年度第1回 相談・地域生活支援専門部会 事後アンケート結果

しりょうだい ごう ぶんきょうくかいこ じぎょうしゃれんらくきょうぎかいしりょう 【資料第3号-1】文京区介護サービス事業者連絡協議会資料

しりょうだい ごう しんじゅくく かいごほけんたいしょうしゃ しょうがいふくし りょう てび 後料第3号-2】新宿区 介護保険対象者のための障害福祉サービス利用の手引き

【資料第4号】暮らしをサポートする仕組みについて

【資料第5号-1】札幌市パーソナルアシスタンス制度について

しりょうだい ごう 【資料第5号-2】いきいきサポート

【資料第5号-3】精神障害者地域生活安定化支援事業

【資料第5号-4】話し合い員

【机上配布】認知症ともにパートナー事業

支援を円滑に引き継いでいく方法について

だい かい そうだん ちいき せいかつ しえん せんもんぶかい 第2回 相談・地域生活支援専門部会

だい かい そうだん ちいき せいかつ しえん せんもんぶかい 第1回 相談・地域生活支援専門部会 から だい そうだん ちいき せいかつ しえん せんもんぶかい きったん もんもんぶかい までの経過報告 第2回 相談・地域生活支援専門部会 までの経過報告

だい かい そうだん ちいきせいかつしえんせんもんぶかい 第1回 相談・地域生活支援専門部会

れいわ ねんど だい かい ぶんきょうく してい とくてい そうだんしえんじぎょうしょれんらくかい 令和5年度第4回 文京区指定特定相談支援事業所連絡会

れいわ ねんど だい かい そうだん ちいきせいかつしえん せんもんぶかい じご 令和5年度第1回 相談・地域生活支援専門部会 事後アンケート

だい かい そうだん ちいきせいかつしえんせんもんぶかい 第2回 相談・地域生活支援専門部会

ぎじろく

れいわ ねん がつ にち きん 合和5年7月28日(金) 18:00-19:00

開催場所:Zoomによるオンライン会議

(事務局:文京区障害者基幹相談支援センター職員 含む)

式:事務連絡の後、樋口部会長より説明の上、 ブレイクアウトルームによるグループワークを実施。

3グループによる意見交換後、全体発表、意見集約を行った。

けいかくさくせい

ひきつ

さい などじょうほうきょうゆう

だいじ

·画作成や引継ぎの際等情報共有する上で大事にしている事」

切れ目のない支援について、引継ぎツールや基本情報シー さくねんど 昨年度はツールを作成する方向性を以て終了し、今年度第1回目の 協議を終えた。引継ぎの際に気を遣っていることを皆さんの経験から意見を聴かせていただきたい。

そうかつ

きょうつう しょしき

けんとう ひつよう

・ツール=共通の書式ではなく、ポイントをまとめたチェックリスト、ガイドラインの検討が必要だという きょうゆう

ことが共有できた。

けいぞく しえんしゃ たいせつ じんぶつ

• 支援者が変わってもその方の生活が変わらず継続できることが大切で、引継ぎの際にその方の生活や人物 ぞう と 像を取りこぼしなく伝えられているかどうかチェックできるようなものがあるとよい。

○グループ1

- ・ 本人や保護者と接してきた経過を踏まえて、 書式には記載できないセンシティブな防管を含むことがあり、 自鎖で管接やり取りする別が伝わりやすいこともある。 顔の見える関係の下で引継いでいけたらよい。
- ・障害者や疾患者だけで判断されないように、人となりがわかるように
 単し送ることで人に基づいた
 登繁や
 支援に繋がるのではないか。

がく く各グループ意見>

〇グループ2

- アセスメント表に事業者の情報とその支援により本人がどのように過ごしているかがわかると声掛けの 仕方も変わってくるのではないか。
- ・ツール利用により新たな手間が増えるよりは、引継ぎの指針・ガイドラインがほしい。
- 引継ぎの際に最低限必要なことが網羅されているチェックシートがほしい。
- ・障害 → 高齢の移行に伴い、サービス利用のベースとなる法律や関わる支援者が変わっても、その人の生活が維持されることを大切に、サービス利用時間や内容の他、日中の過ごし方や趣味などその人らしさも引継げるよう意識する。

Oグループ3

- ・立場の違う者同士による引継ぎになるため事前に知りたい情報を確認すること、どういうことを共有することで本人像が伝わるかを意識することが大切。

れいわ ねんど だい かい そうだん ちいき せいかつ しえん せんもんぶかい

令和5年度第1回相談・地域生活支援専門部会事後アンケート

がき目的

方法

Googleフォームを開いて、相談・地域生活支援専門部会委員を対象に実施。

結果

しりょう だい ごう れいわ ねんど だい かい そうだん ちいき せいかっ しえん せんもんぶかい しご けっか けっか 【資料第2号】令和5年度第1回相談・地域生活支援専門部会 事後アンケート結果

支援を円滑に引き継いでいく方法についての意見

はてい とくてい そうだん しえん じぎょうしょ れんらくかい 指定特定相談支援事業所連絡会

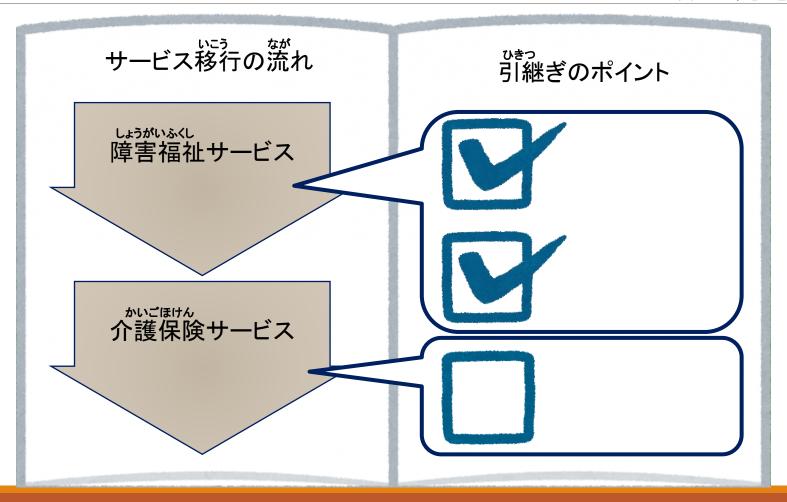
ッール=共通の書式ではなく、 ポイントをまとめたチェックリスト 第1回部会 事後アンケート結果

サービス移行についての流れをわかりやすく説明できる資料

サービス移行の流れに沿ってわかりやすくポイントをチェックできるようにまとめられた一つのシート

障害福祉サービスから介護保険サービスへの引き継ぎの 流れがわかる説明資料に沿ったチェックリスト

(以下、引き継ぎチェックリスト)



ひっくせい

引き継ぎチェックリスト作成について

- ◆ワーキンググループによる作成
- ◆ワーキンググループメンバーについて
 - サービス移行についての説明をする際の経験、知識がある人
 - ●サービス移行についての説明をした経験のない人、

または経験があまりない人

◆混合グループにより、引継ぎチェックリスト案の作成を行う

ワーキンググループメンバー候補

しょうがいふくし たちば せつめい ・障害福祉の立場で移行の説明ができると回答している人

- 介護保険サービスのことを知っている立場にいる人

・障害福祉の立場で移行の説明があまりできないと回答している人

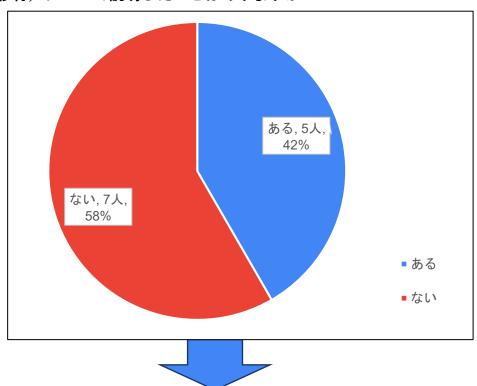
- 行政職の立場の人

- 福祉専門職ではない立場でチェックリストがわかりやすいか見れる人
- *部会委員以外の候補:ケアマネージャー

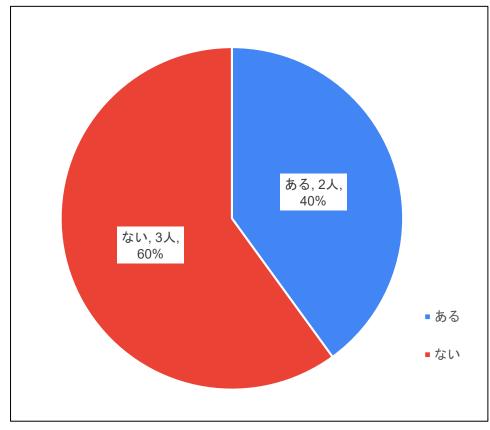
令和5年度第1回相談・地域生活支援専門部会 事後アンケート結果

しつもん かいとうしゃじしん ほんにん かぞく しょうがいふくし かいごほけん いこう いか 【質問1】回答者自身がご本人や家族へ障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行(以下、

サービス移行)について説明したことはありますか

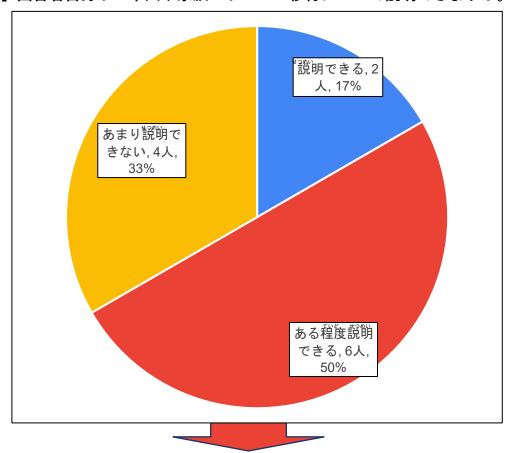


しつもん かいとう かた せつめい とき こま 【質問 1 で「ある」と回答した方】 説明する時に困ったことはありますか



しつもん かいとうしゃじしん ほんにん かぞく

【質問2】回答者自身がご本人や家族ヘサービス移行について説明できますか。



賞問2で「ある程度説明できる」・「あまり説明できない」と回答した方 どのようなことが分かれば説明できると思いますか。(自由記載)

しょうがい りょうじょうきょうりょうふたん こんご けいぞく これまでの障害サービスの利用状況と利用負担、今後も継続できるサービスがあるか。

かいこぼけん 介護保険の仕組みが説明できない。

いこう 移行への、わかりやすい図、説明文が書いてあるフォームがあるとイイです。

ぐたいてき きんがくめん せつめい むずか おも いがい せいど たてつ じぜん 具体的な金額面については、説明が難しいと思っています。それ以外の、制度の建付けについては、事前 こうれいふくしか かた そうだん かくにん うぇ ほんにん せつめい に高齢福祉課の方に相談して確認した上で、ご本人にご説明しています。その中で、わからないことがあ れば、その都度、相談するので、特に現状で問題はありません。

total たんとう しょきだんかい べんきょう ひつよう ぐたいてき かいごほけん ちが い 実際に担当したことがないので、初期段階から勉強することが必要です。具体的な介護保険との違いや移 こう しかた じつむ 行の仕方の実務などです。

しっさい かくごたんとう かくにん るため、「実際は各御担当で確認ください」とすることで現実からかけ離れないようにしています。

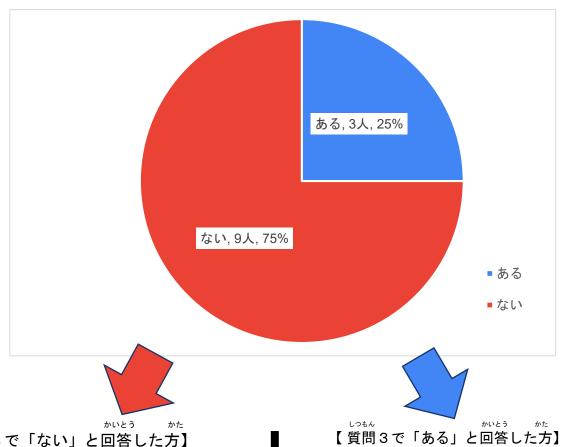
しょうがい かいご そういてん 障害サービスと介護サービスの相違点

てび その事に対して詳しい手引きあればと思います。

おおよ りかい せいかく せいどりかい らじゅうぶん りかい おぎな けんしゅう じれい 凡その理解なので、正確な制度理解となっているか?もしくは不十分な理解を補える研修もしくは事例を とお りかい 通して理解につなげること。

しつもん かいとうしゃじしん たいけん なか いこう じれい

【質問3】回答者自身の体験の中でサービス移行がうまくいっていない事例はありますか



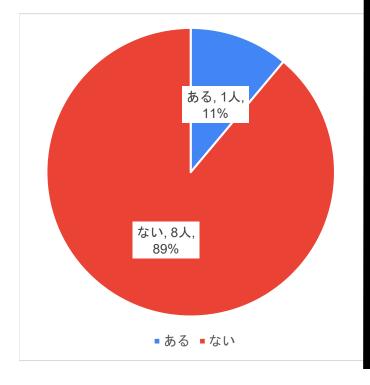
【質問3で「ない」と回答した方】

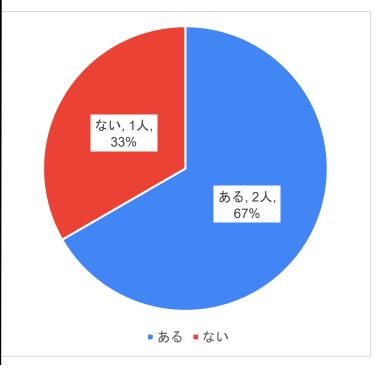
しゅうい いこう 周囲でサービス移行がうまくいっていない

事例を聞いたことはありますか

しつもん

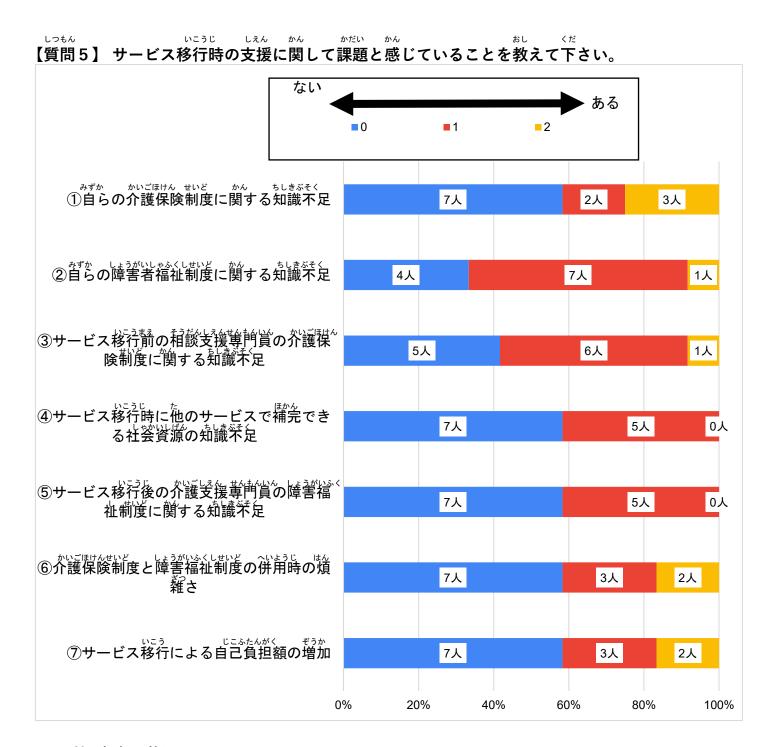
【 質問 3 で「ある」と回答した方】
しゅうい いこう
周囲でサービス移行がうまくいっていない
じれい き
事例を聞いたことはありますか





【質問4】うまくいっていない事例について、教えてください

まくいっていない事例について、	教えてください	
たいしょうしゃ ①対象者について	^{じれい ないよう} ②事例の内容について	じれい はっせい りゆう ③事例が発生した理由について
しょうがいぶんるいしっぺい ねんれいとう こじん (障害分類や疾病、年齢等、個人		
が特定されない、差し障りない範		
がい 囲でご回答ください)		
ぜんもう ようしえん 全盲で要支援となった方	ぜんもう じょうたいようしえん 全盲の状態が要支援のサービ	へいせい ねんとうしょ げんざい にんていじ しょ 平成18年当初は現在よりも認定時に障
	ス(ともに行う家事)になじ	ラがい はいりょ すく 害への配慮が少なかったのではないか。
	_{ごようかいご} まない。その後要介護となっ	
	<i>t</i> =.	
しょうがいしゃにちじょうせいかそく 障碍者の日常生活に即したサービ	ケアマネジャーを選ぶ場面で	った ヘルパーに伝わっていなかった
スになっていない。	せつめい ふじゆうぶん 説明が不自由分	
stelsうがい さいとうたつ かた 知的障害、65歳到達の方	しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設・GHから、高	こうれい ていか げんざい しせつせつ 高齢によるADLの低下で、現在の施設設
	まれい まるADLの低下で現在の	ば 備での生活が難しくなったとの相談が
	せつび 設備での生活が難しくなって	あった
	^{そうだん} きたと相談があった。	
	こうれい しせつ いこう けんとう 高齢の施設への移行を検討	
	し、生活しているエリアの地	
	いき ほんく かいごほけんか に 域に、本区介護保険課から認	
	たていちょりさい おこなかいごにんてい 定調査依頼を行い介護認定を	
	う しせつ さが 受け、施設を探した。	
	しょうがいしゃしえんしせつ すこ 障害者支援施設から、もう少	
	しできる範囲での生活を支援	
	していくとの意向が示され、	
	かいご いこう 介護への移行とはならなかっ	
	た。	
 chinhin Lhiclisian 具体例ではないですが、視覚障害	しえんちゅう ばめん ちょうかくしょう 支控内の提高にて 暗覚陪宝	まっきまがな。
のように介護保険には無いサービ	大阪中の場面に て。 心見障白 しゅわ ひっょう などでは手話が必要になるが	NY 20170 10
して はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	かいごほけん たいおう 介護保険では対応できない。	
	した として ない として 家族の と として 家族の	
	ピラせき ひつよう かじ の ふ の の の の の の の の の の の の の の の の の	
	たん へ 担が減らない	
	2000	



⑧その他(自由記載)

かいごほけん せいどいこう 介護保険制度移行してからヘルパーが同行の「移動支援」がなくなってしまうのではないかとても不安?

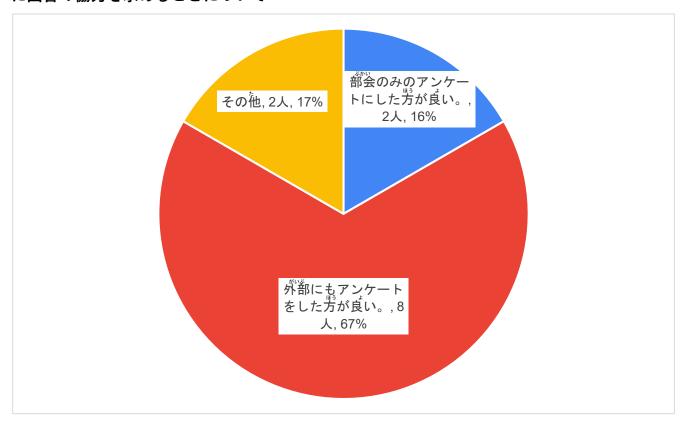
ねたしゃんきょうぶそく 私の勉強不足ではありますが、質問が漠然としていて、答えずらかったです。 これからも、宜しくお願いします をうだんしえんぜんもんいん 回答者の主語が混在しています。相談支援専門員としてなのか、ケアマネジャーとしてなのかがわかりに くかったです。

う 受けるサービスの組み合わせがケースによってそれぞれ異なるため、画一的な説明が難しい

しつもん いいんいがい していとくてい そうだんしえん じぎょうしょれんらくかい ちいきほうかつ しえん

【質問6】このアンケートを委員以外(指定特定相談支援事業所連絡会や地域包括支援センターな かいとう きょうりょくもと

ど)に回答の協力を求めることについて



●その他の意見詳細

もう少し説明があってのアンケートなら、外部へも良いのではないでしょうか

たまたいん しゅうじゅくど 支援員の習熟度によって結果にバラツキが出ると思われるので何とも言えません。移行がうまくいかな かった具体例が出てくるなら、外部にお願いする意味はあるかと思います。

【資料第3号-1】 ^{令和3年3月16日}

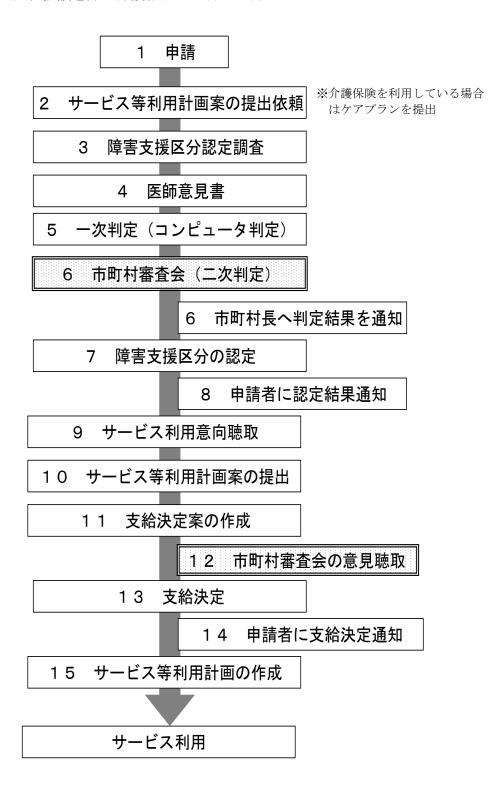
令和3年3月16日 文京区福祉部障害福祉課 文京区介護サービス事業者連絡協議会資料

障害福祉サービスの体系と介護保険との適用関係について

1. 障害福祉サービスの体系

1. 障害福祉サーヒスの体糸				
サービスの種類		の種類	サービスの内容	
		居宅	家事援助	居宅で調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活相談等を行う
		宅介護	身体介護	居宅で入浴、排せつ及び食事等の介助を行う
		護	通院等介助	病院への通院(入退院を除く)又は官公署での手続き等のための移動介助を行う
	訪問系	重度訪問介護		重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を 有する障害者であって、常に介護を必要とする障害者に、居宅で入浴、排せつ、食事 等の介護、外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的に行う 視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者が外出する際、必要な情報提供や介
介 =#			同行援護	護を行う
護給		行動援護		知的障害又は精神障害により行動上著しい困難があり常時介護を要する障害者が行動 するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
付		重度障害者等包括支援		介護の必要性がとても高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
			短期入所 ョートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め、施設等で入浴、排せつ、 食事の介護等を行う
	入所系	療養介護		医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、 介護及び日常生活の世話を行う
		施	設入所支援	施設に入所する障害者に、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護、生活相談、 その他必要な日常生活上の支援を行う
	生活介護		活介護	常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、 創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	居 自立生活援助		立生活援助	居宅における自立した生活を営むため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生 活における課題を把握し、必要な支援を行う
	居住支援系		同生活援助 ループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の 援助を行う
		自立	訓練(機能訓練)	一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行う
訓		自立	訓練(生活訓練)	一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な支援、訓練を行う
練等	訓練	宿	白型自立訓練	居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力向上の支援、生活等の相談及び助 言その他必要な支援を行う
給 付	系·就労系	就	労移行支援	通常の事業所等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力 の向上のために必要な訓練を行う
		就労	が継続支援A型	通常の事業所等での就労が困難な障害者に、雇用して就労の機会を提供するとともに、 能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労	b継続支援B型	通常の事業所等での就労が困難な障害者に、就労する機会を提供するとともに、能力 等の向上のために必要な訓練を行う
		就	労定着支援	就労系のサービスを利用して通常の事業所に雇用され、6か月を経過した障害者に し、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
地域相談	地域 相談 支援 機給 付		移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している障害者に、住居の確保その他の地域における 生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う
支援給付			定着支援	居宅で単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因した緊急事態等に相談その他必要な支援を行う

2. 障害福祉サービス(同行援護を除く介護給付)の利用の流れ



3. 障害支援区分

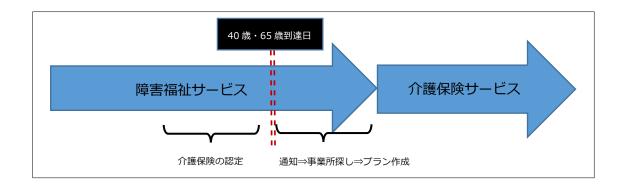


4. 介護保険年齢(65歳)到達時の対応

障害福祉サービスの有効期間は本来 65 歳の誕生日の前日までとなるが、介護保険への移行のための手続き等(事業所探し、ケアプランの作成等)に時間を要することが想定されるため、65 歳到達日の2週間後までを有効期間として障害福祉サービスの有効期間を延長している。

なお、2週間では移行が困難と想定される者については「誕生月を含む3か月後の月末まで」延長することが可能である。

※上記は特定疾病に該当する方(40歳)の場合も同様である。



5. 介護保険法と障害福祉サービスの適用関係

社会保障制度は保険優先の考え方が原則となることから、介護保険サービスが障害福祉サービスに優先して適用される。ただし、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、区において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用移行)を聴き取りにより把握するなど、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断することとなる。

なお、介護保険サービスにはない障害福祉サービス固有のものについてはこの限りではない。(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援など)

新宿区

介護保険対象者のための障害福祉サービス利用の手引き

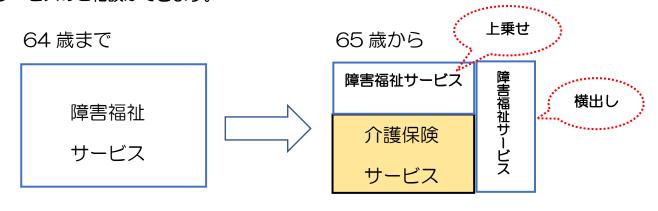
介護保険制度との適用関係について

障害者総合支援法(注 1)では、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的に相当する<u>介護保険サービスを優先して利用することとなっています。</u>

そのうえで、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉固有のサービス(行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、 障害福祉サービスのご利用が可能です。(横出しサービスといいます)

また介護保険のケアプラン上において介護保険給付又は地域支援事業のみによって確保することができないものと認められる場合は障害者福祉サービスで足りない分の支給ができます。(上乗せサービスといいます)

利用可能な介護保険サービスに係り事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に 空きがないなど利用が困難な場合、介護保険が非該当と判定された場合においても必要な サービスのご相談ができます。



(固有サービス早見表)

【障害福祉固有サービス】

- 同行援護・行動援護
- 重度訪問介護
- •訓練等給付 •移動支援
- ・オーダーメイド補装具等
- 施設入所 共同生活援助 等

【介護保険と障害福祉の同等のサービス】

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 短期入所

【介護保険固有のサービス】

- 通所介護
- ・訪問看護、リハ
- ・福祉用具レンタル
- 介護保険利用入所施設

1. お手続きの方法

①すでに障害福祉サービスを利用している 65 歳のお誕生日を迎える 障害者・指定難病等の方(特定疾病に該当する 40 歳のお誕生日を迎えた障害者を含む)

→ 介護保険のサービスを受けることが可能か否か等を判断するために、

介護保険の申請の手続きをお願いいたします。

障害福祉サービスの更新のお知らせ



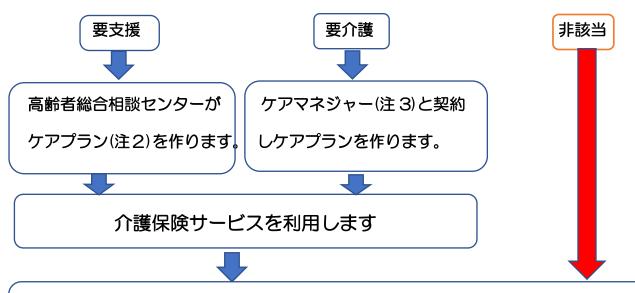
要介護認定の申請・要介護認定調査

65歳になる1~2か月前に障害者福祉課 支援係地区担当者からお知らせします。

 高齢者総合相談センター

電話______

※ご本人・ご家族で介護保険の申請手続きをすることが困難な方には、障害者福祉課支援係の地区担当者が申請のお手伝いをします。



介護保険で不足するサービスについて必要書類を提出し、障害福祉サービスをご申請いただけます。(②参照)

≪上乗せ支給等の申請・更新・変更に必要な資料について≫

ケアプラン(居宅サービス計画書、サービス利用票、サービス利用票別表、週間サービス計画表)及びアセスメント票、非該当の場合はサービス等利用計画案又はセルフプラン

- ②すでに介護保険を利用している障害者手帳(指定難病等含む)をお持ちでサービスが不足している方(特定疾病に該当する40歳のお誕生日を迎えた障害者を含む)
- □ 障害福祉サービスを上乗せあるいは横出しで受けることが可能か判断するために、障害福祉サービスの申請の手続きをお願いいたします。

ケアプランの提出(障害者福祉課支援係)



申請•障害支援区分認定調查訪問



介護給付審查会•支給決定会議



更新•変更

- ・ケアマネジャーが支援係地区担当者にお 申し出ください。<u>事前に面談の予約を電</u> 話でお取りください。
- ご自宅や入院先に訪問します。ケアマネジャーの同席が必要です。
- 受給者証が発行されます。
- ・毎年更新申請が必要です。ケアプランが 変わり支給量に変更があるときは都度ご 申請をお願いします。

注 1 障害者総合支援法第7条(他の法令による給付等との調整)

自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の 規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であって政令で定めるもののう ち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限 度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であって国又は地方公共団体の負 担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

注2ケアプランとは

介護保険サービスの利用計画のことです。 担当のケアマネジャーが、どのようなサービス をどのくらい利用するかについて、本人や家族 の希望を考慮しながら、本人に適したものを作 成するものです。

注3ケアマネジャーとは

介護支援専門員という名称で、介護保険サービスを利用するときの相談や、ケアプランを作成します。

サービス事業者の調整も担当します。

2. 利用者負担について

障害福祉サービスの利用者負担は、生活保護世帯及び市区町村民税非課税世帯は無料です。市区町村民税課税世帯の方については、利用したサービスの 10%が利用者負担となります。ただし、区では現在利用者負担額を 3%に軽減する施策を取っています。

月ごとの利用者負担には上限があり、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。 世帯の範囲…当該障害者及び配偶者

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市区町村民税非課税世帯	0円
一般1	市区町村民税課税世帯 (所得割 16 万円未満、ただし 18 歳未満及び 20 歳未満の施設入所者は所得割 28 万円未満)	9,300円 (18歳未満4,600円)
一般2	上記以外	37,200円

※障害福祉サービスと介護保険を併せてご利用の場合、基準額を超えて支払った負担額や、一定の条件を満たせば65才になって介護保険に移行し支払った負担額が、高額障害者サービス費として申請により後から支給される場合があります。障害者福祉課経理係にお問い合わせください。

3. その他

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型等、制度上不足する時間数が計算できないサービスの場合は、対象外です。これらのサービスをご検討の場合は必ず地区担当者にお知らせください。
- ②入院等により介護保険サービスの単位が余る際には、障害福祉サービスの請求より先に、 介護保険でご請求ください。
- ③障害支援区分の確定後の利用となります。区分認定にはひと月程度かかりますので、お早目のご相談をお願いします。
- ④障害福祉サービスの居宅介護の身体介護では外出同行はできません。同居家族がいても 必要性が認められれば家事援助の対象となります。同様に、必要性が認められれば院内介助 も可能です。

【お問合せ先】障害者福祉課支援係 ☎5273-4583 Fax3209-3441障害者福祉課経理係 ☎5273-4520 Fax3209-3441

暮らしをサポートする仕組みについて

れいわ ねんどだい かいそうだん ちいきせいかつしえんせんもんぶかい ふ 令和5年度第1回相談・地域生活支援専門部会 グループワークを踏まえて

①パーソナルアシスタント (PA) について

- ・先行事例(札幌市PA):重度訪問介護を利用する障がい者自身がマネジメントし、介助者と契約する制度。
 - ⇒文京区の既存資源
 - ・話し合い員や認知症ともにパートナー、いきいきサポート、地域生活安定化支援事業等の 制度・サービスの共有。

②不動産屋やオーナーへの理解促進について

・障害への正しい理解(根拠のある知識によるリスクの共有)

・制度利用によるリスク軽減とメリットの説明

→勉強会、説明会など

③地域での生活にある課題について

・親なき後や高齢化など(引きこもり、実家に一人残って住み続けること、制度にのらない狭間の人)への

早期介入、支援について

こんなん じれい せいこうじれい けんしょう

⇒困難事例や成功事例の検証

札幌市パーソナルアシスタンス制度 について

パーソナルアシスタンス(PA)制度とは

■札幌市の状況

- ◎障がいのある方の要望を基に2年間の検討の末、札幌市の独自事業として平成22年度に開始
- ◎利用者が介助者と**直接契約**を結び、自ら必要とする**介助を組み立てる**制度(セルフマネジメント) 介助に要した費用は、札幌市が利用者に直接支給 (代理受領により、介助者に支給することも可)
- ◎同様の制度は国内の他市町村では行われていない。

PA制度の主な特色①

	重度訪問介護	PA制度
支給方法	1ヵ月の介助時間数 を決定	1ヵ月の <mark>介助費用</mark> を決定
利用方法	ヘルパー事業所と契 約し、派遣を受ける。	介助者と直接契約
介助者	ヘルパー資格が必要 ※同居家族は不可	ヘルパー <mark>資格は不要</mark> ※配偶者・3親等以内の親族 は不可

PA制度の主な特色② ~支給決定方法~

◎重度訪問介護では

- 1ヵ月に利用できる重度訪問介護の時間数を決定
- ⇒決定時間数を超えてサービスの利用はできない。

◎ PA制度では

- 1ヵ月に利用できる介助費用の額を決定
- ⇒介助費用の範囲内で、時間数を自由に設定することが できる。

PA制度の主な特色③ ~利用方法~

◎重度訪問介護では

ヘルパー事業所と契約を結び、ヘルパーを利用

⇒指定を受けているヘルパー事業所以外から介助者の派 遣を受けることはできない。

◎ PA制度では

介助者を自分で募集し、直接、契約を締結

⇒身近な知人を介助者とする等、ヘルパー事業所以外から、介助者の派遣を受けることができる。

PA制度の主な特色④~介助者~

◎重度訪問介護では

- ヘルパーや介護福祉士の**資格が必要**(同居家族は不可)
- ⇒介助技術等は事業所で研修を実施

◎ PA制度では

配偶者や3親等以内の親族を除き、**資格がなくても**介助者になることができる。

- ⇒介助技術等は、利用者が自分にあった介助方法を指導
- ⇒自分の生活にあった介助者の選択が可能に

PA制度の主な特色⑤~その他~

◎重度訪問介護では

- ・シフトの調整
- ・実績記録票等の記録の作成
- ・区役所への請求
- ・ヘルパーへの報酬の支払い

事業所が実施

◎ PA制度では

- ・シフトの調整
- ・実績記録票等の記録の作成
- ・区役所への請求
- ・ヘルパーへの報酬の支払い

利用者が実施

PAの利用イメージ

①重度訪問介護の支給決定を受けている



[受給者証]

月330時間



②決定時間の一部をPAで「金額」に振替

利用者が自分で決めた時間を金額に振り替えることができます。

(上限は振替時間数×2,400円)

· ·

200時間をPAに振替

[決定通知書]

200時間×2,400円

= 月48万円

130時間はそのまま 重度訪問介護を利用

これまで通り、事業所を通し、ヘルパーを派遣してもらう。

[受給者証]

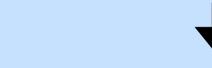
月130時間

③介助者を募集し、PA費の範囲内で契約

利用者が直接介助者と契約し、介助内容、シフトや金額を自ら決定。

例えば、**1時間1,200円**で契約が成立すると…





④介助者の選択が可能・介助時間が増加



月48万円÷1時間1,200円=

400時間



130時間

- ◎必要とする介助を自ら組み立てることができる!
- ◎重度訪問介護と合わせて530時間に!



PA制度説明①

◎対象者は?

⇒重度訪問介護の支給決定を受けている方で、ご自身 もしくは支援する方の**責任**において、介助者の募集、 シフトの調整、金銭管理のできる方

◎介助内容の制限は?

- ⇒重度訪問介護と原則同じ
 - ★ P A で可能な介助内容例 入院中のコミュニケーション支援、介助技術の指導
 - ★ P A ではできない介助内容例

車を利用した外出支援(道路運送法上の許可が必要なため)

PA制度説明②

- ◎介助者には誰でもなることができるの?
 - ⇒配偶者、3親等以内の親族は対象外
- ◎介助者への報酬に上限はあるの?
 - ⇒下表のとおり。

時間帯	報酬額の上限(1時間あたり)	
마신 [B] Lb	交通費を含まない場合	交通費を含む場合
基本(5時~22時)	1,200円まで	1,300円まで
深夜(22時~5時)	1,500円まで	1,600円まで

PA制度説明③

◎介助者はどうやって集めるの?

⇒求人広告の利用、知人・友人等からの紹介、サポート センターに登録された介助者の紹介により募集します。 募集にあたっては、サポートセンターが支援します。

◎利用者負担は?

障害福祉サービスの利用者負担と同額

※課税世帯の方が、PA制度の利用者負担額により、障害福祉サービスの上限額を超えた場合は、申請により、超過分を返金します。

◎万が一事故があったときの補償は?

⇒原則、利用者と介助者間での契約になりますが、札幌 市において、一定額の保険に加入しています。

PA制度説明4

- ◎ PA制度に移行する時間の制限は?
 - ⇒重度訪問介護の時間数から1時間を引いた時間数が、 移行時間の上限です。

また、1ヵ月に1時間以上重度訪問介護を利用することがPA制度を利用する必須条件です。

- ◎ PA制度を利用して、事業所からヘルパー派遣を受けることは可能なの?
 - ⇒PA切替え後に介助者が不足する場合等、やむを得ない 事情がある場合は、事業所とPA制度による契約を結 び、ヘルパー派遣を受けることも可能です。

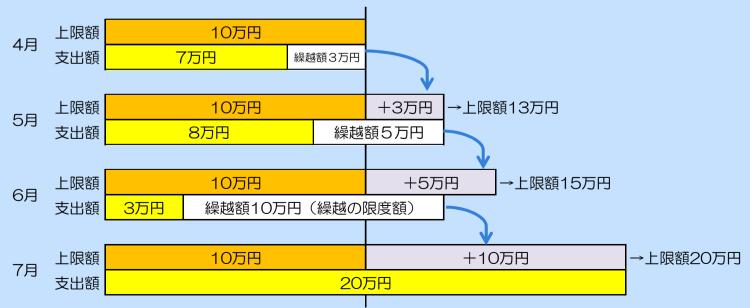
PA制度説明⑤

◎体調が悪くなると介助時間が足りないことがある

⇒PA制度では、急な入院や介助者の都合等により、当月 に使用できなかった介助費用を翌月に繰り越すことがで きます。

(あらかじめ届出が必要。繰越額は10万円が限度。)

《繰越制度利用例》 元々のPA費の上限額が10万円の例



PA制度説明⑥

- ◎ P A制度を利用したいが、重度の知的障がいがあり、 マネジメントを行なうことができない
 - ⇒PA制度では、重度の知的障がい・精神障がいにより、 介助者との契約や介助日時の調整、介助報酬の支払いな ど必要なマネジメントを行えない場合に、特定の介助者 にマネジメントの代行を依頼することができます。 (ご家族も行えないことが前提です。)

特定の介助者がマネジメントの代行を行った場合は、マネジメントに係る事務費として、介助者1名あたり3,000円/月のPA費を請求することができます。

P A サポートセンター

PA制度の実施にあたり、札幌市が民間団体に委託して運営しているPA利用者のための支援機関

【支援内容】

- P A制度の紹介、問い合わせに対する回答
- ○介助者募集の支援、情報提供
- ○介助契約締結時の支援とアドバイス
- P A 利用者、介助者双方への研修の実施
- ○契約時や介助中におけるトラブル時の支援
- P A 費利用計画の作成にあたっての相談・支援
- ○PA費の請求の支援

NPO法人 ホップ障害者地域生活支援センター

〒065-0014 東区北14条東14丁目2-5 光星ビル3階

電話:790-6003 FAX:748-6221

E-mail pa-support@npo-hop.org

開設時間 9時~17時(月曜~金曜) ※土日祝日休み

申請から利用まで① ~相談~

◎サポートセンターへの相談

サポートセンターへ電話し、相談の日時を決定します

制度の内容等について説明を受けます(2時間程度)。

制度の特徴をご理解いただき、利用するかどうかをご判断ください

申請又は介助者募集手続きへ

申請から利用まで② ~申請~

◎区役所への支給申請

介助の必要な時間帯や介助内容から、利用計画を作成し、 パーソナルアシスタンスの利用費用額を決めます。

※必要に応じて利用計画の作成をサポートセンターが支援 します

利用費用額・利用計画が決定したら、サポートセンター経由で、必要書類を区役所へ提出します。

※申請はPA制度を利用する前月10日までに行ってください。

介助者募集へ

申請から利用まで③ ~介助者募集~

◎介助者募集

必要とする介助時間や介助内容に合わせて、介助報酬等の 募集条件を決定します。 __

下記の方法により、介助者を募集します 【募集方法】

- ・求人広告の利用(求人広告費用もPA費の対象)
- ・知人・友人等からの紹介
- ・サポートセンターに登録された介助者の紹介



申請から利用まで4~契約~

◎介助者の決定

応募してきた人に対して面接等を実施し、最終的に介助者 として契約するかを決定します。

※必要に応じ、サポートセンターが面接等の支援を実施



◎契約

報酬や介助内容等の確認を行い、契約を締結します。 (契約書の参考様式を札幌市で用意しています。)



申請から利用まで⑤~研修~

サポートセンターでは、PA制度の利用開始前に**利用者と介 助者に対して研修を行います(必須)**

- ◎利用者向け(4時間程度)
 - ①請求方法
 - ②募集・契約方法
 - ③PA制度に関する諸記録の作成方法
 - ④事故・トラブルへの対処方法
- ◎介助者向け(2時間程度)
 - ①PA制度の概要
 - ②代理受領(利用者に代わりPA費を請求)の方法
- ※介助技術に関する研修はサポートセンターでは行いません。

申請から利用まで⑥~利用~

◎利用

介助者訪問の都度、実績記録票や活動日誌等を作成します。

※ P A 制度では、実績記録票の作成など、重度訪問介護では事業所が行っていた事務を、利用者が行います。

介助者の急なキャンセル等に備え、複数の介助者を確保する ことが望ましいです。

※介助者が不在となった場合であっても、札幌市が介助者を直接派遣すること等は行いません。

事故等の不測の事態があった場合に備え、緊急連絡先などについて、介助者と確認を行ってください。

申請から利用まで⑦~請求~

◎請求

PA制度を利用した月の翌月5日(必着)までに介助費用 の請求を行います(サポートセンターへ提出)。

※期日を過ぎると、札幌市からの支払いが遅くなることが あります。



◎支払

区役所からの支払いは、請求月の25日までに行われます。

※翌々月のPA費の請求の際に、介助者への報酬支払い等を 行った事実の確認できる書類を提出してください。

申請から利用まで⑧~まとめ~

①サポートセンターへの相談

制度の内容等について説明を受けます。

②区役所への支給申請

区役所にPA費の支給申請をします(サポートセンター経由)。

③介助者の募集

自ら又はサポートセンターの支援を受けて介助者を募集します。

4介助者の決定・契約

面接等を経て、介助者を決定し、契約を締結します。

⑤利用者・介助者の研修

利用者(約4時間)と介助者(約2時間)が研修を受講します。

⑥PA制度の利用

実績記録票や活動日誌を作成します。

⑦区役所への請求

利用月の翌月5日までに請求書類を作成し、サポートセンターへ送付します。 請求月の25日までに、区役所よりPA費が支給されます。

【資料第5号-2】

どんなことをしてもらえるの?

一般

掃除、洗濯、調理、買物、外出介助 ※掃除は、日常的な内容に限ります

大掃除・草取り

原則2人 I 組で行うため、利用料が 2人分になります。

〈大掃除〉

窓拭き、コンロ周りの拭き取りなど、 日常の掃除ではできない内容を行います

〈草取り〉

庭の広さは20坪程度まで

1時間あたりの利用料

	一般	大掃除・草取り
平日 9:00~ I7:00	910円	協力会員1人あたり 1,000円
平日上記以外 の時間と 土日祝日など	980円	協力会員1人あたり 1,100円

利用頻度・時間

月2回程度、1日2時間まで

※外出介助のサポート時間は応相談

お問合せ

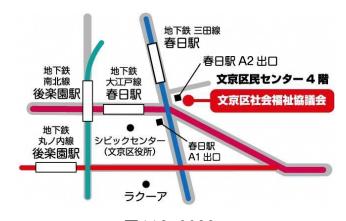
社会福祉法人 文京区社会福祉協議会

いきいきサポート

T03-5800-2941 FAX03-5800-2966 E-mail:ikiiki@bunsyakyo.or.jp

受付時間:午前8:30~午後5:15 (土曜・日曜、祝日、年末年始は休み)

令和4年4月1日から「いきいきサービス」 →「いきいきサポート」に名称を変更しました



〒113-0033

文京区本郷4-|5-|4 文京区民センター4階

いきいきサポート ご案内





社会福祉法人文京区社会福祉協議会

いきいきサポートってなに?

ご近所での助け合いを目的に、文京区社 会福祉協議会(以下、文社協)が実施する 事業です。

「サポートをする方(協力会員)」 「サポートを受けたい方(利用会員)」 を文社協が仲立ちします。

「お互いさま」の関係を気持ちよく続けていただくため、<u>利用会員に、ご理解や</u>ご協力をお願いしていることがあります。

例えば…

協力会員の都合で曜日や時間帯の変更、急なキャンセルもあります。

来週は 母の通院で お休みします



大丈夫ですよ



利用会員

道具や進め方など、協力会員のやりやすい方法に合わせていただくことがあります。



協力会員さんの言っていた 柄の長いモップを用意 しました!

感謝や思いやりの気持ちが長続きのコツ!

いつもありがとう! 休憩を取りながら やってくださいね。



わたしもお願いできますか?

文京区在住の家事等でお困りの方で、 以下に該当する方が対象です。

・おおむね60歳以上の方 同居や近居のご家族がいる場合、 訪問調査に同席をお願いして います。

・障害のある方



手帳などを確認させていただきます。

・ひとり親家庭の児童

3歳以上から小学校6年生まで のお子さんがいる、ひとり親 世帯が対象です。

・妊婦または3歳未満の乳幼児がいる方 詳細は専用のリーフレットを ご参照ください。

※ ご注意ください

- ・留守宅でのサポートはできません
- ・訪問時にご自分で玄関ドアの開閉が できる方が対象です

サポート実施までの流れ

① 社会福祉協議会へ相談

まずはお電話ください。
訪問調査の日程を決めます。

② 訪問調査&申込み

社協職員が事業説明後、生活状況や サポート内容の聞き取りをしてから、 申込みとなります。

〈申込みに必要なもの〉

- ・ゆうちょ銀行口座と届出印
- ・緊急連絡先

③ 協力会員の決定

聞き取り内容をもとに協力会員を探し ます。

- ・ご紹介までに3週間程度かかります
- ・協力会員の登録状況によりご紹介 できない場合があります

④ 面談&初回サポート

初回サポートの際は相談員も同行し、 面談(会員同士の紹介、サポート内容 と留意点の確認)を実施します。

文京区精神障害者地域生活安定化支援事業

どんな事業?

ご自分が望まない形での入院を未然に防ぐために、治療継続や見守り支援などを 行う文京区の事業です。ご自分で、もしくは障害福祉サービス等を利用しながら 安定した生活を送れるようにするための支援をします

どんな支援をしてくれるの?

●病院へ一緒に行きます

時間通りに行けない、お医者さんにうまく病状が伝えられないなどで、一人 での受診が難しい時に一緒に病院に行きます

2ご自宅へ訪問します

ご自宅へ訪問し、薬の飲み忘れがないか確認したり、何か困ったことはない かお話しを伺います

❸関係者との連絡調整をします

お困りごとなどを解消するために、医療関係者や障害福祉サービス提供者と の連絡や調整を行います

⁴その他、生活安定のために必要な支援を行います

支援期間は?

基本は1年間です(更新もできます)

どんな人が支援してくれるの?

区内の地域活動支援センターの職員が、保健師と連携を取りながら支援します

利用料は?

無料です。ただし、外出した交通費等は自己負担になります

利用するには?

まずは、ご自分の地区を担当している保健師にご相談ください。 利用にあたっては、申請書のご記入をお願いします

●お問合せ●

文京区保健衛生部 予防対策課精神保健係 文京区春日 1-16-21 シビックセンター8階 TEL: 03-5803-1847 FAX: 03-5803-1355

利用者用

話し相手が必要な方へ 話し合い員の派遣

区から嘱託を受けた「話し合い員」が、定期的にひとり暮らしの高齢者等の自宅を訪問し話し相手になることで、孤独感や不安感を和らげ、あわせて安否確認を行います。

また「話し合い員」は、区、高齢者あんしん相談センター、民生委員等と連携した見守り活動を行います。

<対象>

話し相手の必要な区民の方で、下記のいずれかに該当する世帯

- ① ひとり暮らしの高齢者の方
- ② 座位を保てない状態の高齢者の方
- ③ 高齢者のみの世帯
- ④ 日中独居となる高齢者の方
- ⑤ 重度身体障害者世帯

<訪問>

週1回(平日・1時間程度まで)

*訪問対象者の状況により判断し、訪問日等はご相談の上、決定します。

<費用>

無料

<申し込み>

高齢福祉課 高齢福祉推進係 (電話 5803-1213) 電話にてご相談ください。

認知症とともに☆みんなとともに

認知症ともにパートナー事業について

【事業概要】

認知機能の低下により、生活のサポートが必要と判断された方が、適切な支援を受けながら、住み慣れた地域で自分らしく生活していくために利用していただく事業です。



- ●医師が、認知機能の低下により生活に支障を来していると判断した方
- ■区内在宅で、要支援・要介護認定を受けていない方 (認定者でサービス未利用者も可)
- ※協力医療機関の医師から説明を受けた上で、申込をしてください。

【費用】

●無料(診断に必要な検査・その他医療にかかる費用は利用者負担)

【支援方法】電話、面接、家庭訪問等

●区内訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の支援

【具体的な支援内容】

- ■認知機能低下による症状との付き合い方や医療について一緒に考えます。
- ●必要に応じて、医療機関や地域の集いに同行支援します。
- ●介護保険や権利擁護等の利用申請の手続きをサポートします。

・・・・お問い合わせ・・・・・

●訪問看護に関すること●

訪問看護ステーション事務局 (訪問看護ステーションけせら内) 文京区本郷3-15-2-201

203-5840-6871

平日8時45分から17時30分まで

●事業に関すること●

文京区高齢福祉課 認知症施策担当 文京区春日1-16-21

203-5803-1821

平日8時30分から17時15分まで







ご利用までの流れ

1



区内の協力医療機関で

認知症とともに☆みんなとともに

認知症ともにパートナー事業の

説明を受けてください。

2



利用したいと思ったら、申込書に必要事項をご記入ください。

※医療機関を通じて、文京区に利用申し込みを行います。

3



申込後、概ね1週間以内にご本人や ご家族宛てに担当看護師から連絡 があります。

- ※連絡がない場合は、下記へご連絡ください。
- ◎訪問看護ステーション事務局(訪問看護ステーションけせら内)

203-5840-6871

(平日8時45分から17時30分まで)

〈本人・家族の声〉



認知症をどう受けとめてよいかわからなかったが、 今後のことを相談できる人ができてよかった。

家族としてどうしたら良いかわからず不安だったが、訪問してもらえて安心につながった。



〈看護師からのメッセージ〉

たに寄り添う支援を定着させていきたいです。

医療機関の 皆様へ 事業の流れ 協力医療機関から 訪問看護ステーション 事務局へ連絡

○ 訪問看護ステーション 事務局が担当する訪問看護 ステーションを決定 訪問看護ステーション 担当看護師より 事業利用申込者宅へ連絡 ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。



